

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
2. 中心市街地の活性化を支える多様な支援施策の拡充等
 - (1) 大規模集客施設の立地に当たっては、隣接都府県を含めた日常生活圏全体で広域的な調整を行うことができるよう適切な措置を講じること。
 - (2) 交通結節点の円滑な整備を推進するため、駅前広場等の整備に係る関係者間の協議調整・手続きのルール等を整備すること。
3. 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を円滑に推進するため、採択要件の緩和や、保留地処分対策を講じるとともに、必要な財源の確保、税制上の優遇措置、事業者に対する融資制度の改善等を図ること。
4. 街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政措置を拡充すること。
6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
7. 建設発生土について
 - (1) 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

(2) 建設発生土等の有効利用を図るため、「建設リサイクル推進計画2008」を推進すること。特に、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。

8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。